

# 許可申請書（都市計画法 53 条）の申請について

秩父市地域整備部都市計画課

## 1 申請書類・添付書類（正・副各 1 部ずつ）

申請書の提出にあたっては、下記事項に留意するとともに都市計画課・建築住宅課の指導に従ってください。

許可申請書 (様式 1)		申請年月日は <b>申請書の提出の日</b>
添 付 書 類	1 委任状	申請者以外の者が扱う場合は <b>委任状</b> を添付 ※正には「原本」を添付（副はコピー可）
	2 位置図	
	3 公図の写し	
	4 配置図	ア 実測による敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺(1/500)以上のもの <b>イ 隣接する道路の幅員</b> を記載 ウ 各測量点において平面直角座標第 9 系における XY 座標を記載 (3 点以上：より精緻な審査のためご協力をお願いします。)
	5 平面図	各階の間取りを記載
	6 立面図	
	7 断面図	二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもので基礎形状のわかるもの

※ 配置図、平面図、立面図、断面図には図面作成者（設計士等）の記名、押印のこと。

## 2 提出先

秩父市地域整備部都市計画課（歴史文化伝承館 5 階）

## 3 その他

現地確認も行っており、許可には数日を要します。余裕をもって申請してください。

車庫、倉庫、エコキュートや浄化槽なども建築物に含めます。ご不明な点は事前にお問い合わせください。

### <参考>

#### 【都市計画法】第 53 条（建築の許可）

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、許可を受けなければならない。

#### 【秩父市都市計画法 53 条第 1 項の許可に関する取扱要綱】第 3 条（許可の方針）

当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるもの。

- (1) 階数が 3 以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。